2 法令及び上司の命令に従う義務（国公法第 98 条第 1 項）

職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

国公法第 98 条第 1 項は、①法令遵守義務及び②上司の命令に従う義務から成っていますが、いずれも職務を遂行するに当たって課せられる義務です。

内容

◆ 「職務」とは、各府省の設置法や組織令など、法律、命令、規則又は指令によって定められているものです。

◆ 「法令」とは、ここでは、国家公務員として職務を遂行するにつき従うべき法令をいい、個別具体的な業務に関連するものに限られません。

◆ 「上司」とは、職員の職務上の直系の上位者として職員を指揮監督する権限を有する者です。職務命令が有効に成立するためには、

① 権限ある上司の発したものであること
② 命令を受ける職員の「職務」の範囲内であること
③ 手続・内容に客観的に明白な違法性がないこと

の3つの要件を満たすことが必要です。

◆ 職務命令に対して、職員から意見の申出や不満の表明をすることはできますが、職務命令の適否についての最終的な判断権は上司にあります。

◆ パワー・ハラスメントは、人事院規則 10―16に違反するものであって、また、職務上認められるものではないため、これに該当する行為をした場合は、法令遵守義務違反等に該当することになります。

【事例 1】

工事の入札において、法令に反して、建設会社が提出を予定していた技術提案書の添削・助言並びに予定価格の基礎となる検討段階の設計金額、入札書の提出前の技術評価点及び順位の教示等を行った → 免職処分

【事例 2】

行政文書の厳正な管理について、日頃から厳しく指導を受け、行政文書の持ち出しに当たっては、行政文書の管理上指定された上司の許可が必要であることを認識していたにもかかわらず、当該上司の許可を得ずに無断で行政文書を持ち出した上、当該行政文書の入った鞄を亡失した → 減給処分

【事例 3】

契約業者からの成果物の納品が履行期限までに完了していないにもかかわらず、こうした場合に会計法令上必要となる会計手続等を行わないで、当該業務が完了したという事実と異なる報告書を作成し、代金を支払った　→ **戒告処分**

【事例 4】

上司から繰り返し注意を受けていたにもかかわらず、暴言を吐く、指導に際し部下職員の襟首を掴むなどして、職場内の複数の職員に精神的苦痛を与えた　→ **減給処分**